

○上原地区温泉施設管理要綱

平成5年3月31日

告示第23号

改正 平成6年3月31日告示第8号

平成7年3月10日告示第6号

平成8年3月1日告示第7号

平成10年3月31日告示第17号

平成12年3月29日告示第12号

平成17年3月22日告示第18号

平成20年6月30日告示第52号

平成21年7月1日告示第82号

平成28年3月29日告示第93号

目次

第1章 総則（第1—第6）

第2章 給湯工事及び費用（第7—第14）

第3章 給湯（第15—第18）

第4章 利用料（第19—第22）

第5章 検査等（第23・第24）

第6章 補則（第25）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1 この要綱は、市が、大町市平上原地区に建設した引湯施設の管理及び給湯に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）引湯施設 大町市温泉引湯事業管理者が所有する温泉供給槽から分岐した導管及びこれに附随する施設をいう。

（2）給湯装置 引湯施設から分岐して設けられた給湯管、貯湯槽及びこれに直結する分湯槽、制限ニップル等の給湯用具をいう。

（給湯の方法及び給湯量の単位）

第3 この温泉の給湯方法は、引湯施設に装置した給湯施設から給湯するものとし、その量の単位は、毎分1.5リットルの割合をもって1口（以下「1口」という。）とする。

（利用権）

第4 この温泉を利用しようとする者は、別に定める温泉供給契約を締結しなければならない。

2 新たに温泉を利用しようとする者は、別に定める金額を市長に納入しなければならない。

3 売買、相続等により利用する者の名義を変更しようとするときは、あらかじめ市

長に届出書を提出し、承認を得なければならない。

(代理人)

第5 給湯装置の所有者（以下「所有者」という。）が市内に居住しないとき、所有者は、この要綱に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を選定し、両者連署をもって市長に届け出なければならない。

2 市長は、代理人を不相当と認めたときは、これを変更させることができる。

(給湯装置の管理)

第6 所有者又は代理人は、給湯装置に異状があると認めたときは、速やかに市長にその措置を求めなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、制限ニップルの修繕その他必要な措置をすることができる。

## 第2章 給湯工事及び費用

(工事の申込み)

第7 給湯装置の新設、増設、改造、修繕又は撤去の工事（以下「給湯工事」という。）をしようとする者は、給湯装置工事申請書（様式第1号）によりあらかじめ市長に申し込まなければならない。ただし、第24第5号に該当する等特別の事情がある場合は、市長は、給湯工事を拒むことができる。

2 給湯工事は、別に定める上原温泉給湯施設設置基準による。

(工事の施工)

第8 給湯工事の設計及び施工は、第7の規定による申込みによって市が行う。ただし、市長が適当であると認めたときは、分湯槽から止湯栓までを除いた設計及び施工は、申込者が選定した業者（以下「特定業者」という。）に行わせることができる。

2 特定業者は、工事がしゅん工したときは、速やかに給湯装置工事しゅん工届書（様式第2号）を市長に提出し、検査を受けなければならない。

(給湯装置の構成)

第9 給湯装置の構成は、分湯栓、給湯管、止湯栓、制限ニップル、貯湯槽及び給湯栓をもって構成する。ただし、市長が必要ないと認めたときは、その一部を設けないことができる。

(工事の費用等の負担)

第10 給湯工事に要する費用は、給湯工事申込者の負担とする。

(工事費の算出方法)

第11 給湯工事費は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

(1) 材料費（運搬費を含む。）

(2) 労力費

(3) 道路復旧費

(4) 設計費

(5) 間接経費

(6) 雑費

2 前項各号に掲げるもののほか特別の費用を必要とするときは、費用を加算する。

(工事費の予納及び精算)

第12 給湯工事の申込者は、第8の規定により、市が施工する工事費の概算額を予納しなければならない。

2 前項の規定による予納金は、工事完了後精算し、過不足を生じたときは、その額を還付又は追徴する。

(追徴金の未納に対する処置)

第13 給湯工事費の追徴金を指定の納付期限内に納付しないときは、市長は、給湯装置を撤去することができる。

2 前項の規定により撤去した資材は、市が処分し、未納金及び撤去費に充て、その不足額を追徴する。

(給湯装置の変更)

第14 市長は、引湯施設の移転その他の理由によって、給湯装置に変更を加える工事を必要とするときは、所有者又は代理人の同意を得て施工することができる。

2 前項の規定による工事に係る費用は、当該工事の施工を必要とする原因又は事由を生じさせた者の負担とする。

### 第3章 給湯

(給湯の原則)

第15 給湯は、次の各号に掲げる場合以外は、制限又は停止することはできない。

(1) 天災地変等不可抗力により給湯することが困難になったとき。

(2) 配湯管等が損傷したとき。

(3) 供給槽への送湯量が減少し、又は停止したとき。

(4) 第9の規定による給湯装置が完備していないとき。

(5) 第24の規定に該当するとき。

(6) 前各号の規定によるほかやむを得ない事由のため給湯ができないとき。

2 給湯の制限又は停止をしようとするときは、その日時及び区域を定めてその都度これを予告する。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

(給湯量の決定)

第16 給湯量は、制限ニップルにより実測して決定する。

2 制限ニップルの設置場所に機能を妨害するような物件を置き、又は工作をしてはならない。

(届出事項)

第17 給湯装置の所有者又は代理人を変更したときは、新旧両者は、連署をもって速やかに市長に届け出なければならない。

2 給湯装置の使用をやむを得ず中止又は廃止する場合は、給湯装置の所有者又は代理人は、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(工事費等の徴収方法)

第18 第6から第17までの規定により納付すべき工事費その他の費用は、納入告知書又は集金の方法により徴収する。

### 第4章 利用料

(利用料の負担義務)

第19 第4の規定による温泉供給契約を締結したもので、次の各号の一に該当するものは、引湯施設の維持管理に要する費用(以下「利用料」という。)を負担しな

ければならない。

(1) 給湯装置を設置してこの温泉を使用しているもの及び使用できる状態にあるもの

(2) 給湯装置を設置していないが、市から分譲を受けた土地の所有権を有してから1年以上経過したもの

(利用料の額)

第20 利用料の額は、1口につき月10,000円とする。

(利用料の徴収方法)

第21 利用料は、別に発行する納入通知書により納入又は集金の方法により3月ごと徴収する。

(利用料の減額)

第22 天災地変等不可抗力その他の事故によって温泉が停止し、又は20パーセント以上減量し、若しくは供給槽において標準温度より10度以上温度が低下した状態が1月以上継続したときは、その状態に応じて利用料を減額するものとする。

2 前項の規定により減額となる利用料の額は、翌月分の利用料徴収の際精算する。

#### 第5章 検査等

(検査及び調査)

第23 市長は、管理上必要があると認めるときは、係員をして給湯装置の検査又は使用状況等の調査を行い、適当な処置をさせることができる。

2 前項の規定による検査及び調査のために屋内等に立ち入るときは、関係者の同意を得るものとし、日出後から日没前までとする。

3 第1項の規定による措置に要する費用は、措置をさせられた者の負担とする。

4 第1項の規定による係員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

(給湯の停止処分)

第24 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その事由が継続する間給湯を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

(1) 第7の規定による申込みをしないで給湯工事をした者

(2) 正当な理由がなく第15第1項の規定による給湯の制限又は停止を拒み、若しくは妨げた者

(3) 第17第1項の規定による届出を怠った者

(4) 第18の規定による工事費その他の費用を納入期限までに完納しない者

(5) 第19の規定による利用料を納入期限までに完納しない者

(6) 正当な理由がなく第23第1項の規定による検査又は調査を拒み、若しくは妨げた者

(7) 第18の規定による工事費その他の費用又は第19の規定による利用料の徴収を免れようとして、不正行為を行った者

(8) 給湯装置の所有者又は代理人が第5の規定による届出をせず、60日以上所在が不明で、かつ、給湯装置の利用者がいないとき。

(9) 給湯装置が使用中止の状態にあつて、市長が将来使用の見込みがないと認めるとき。

第6章 補則

(委任)

第25 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成5年4月1日、現在既に温泉供給契約を締結している者については、第4の規定による温泉供給契約を締結したものとみなす。

附 則 (平成6年3月31日告示第8号)

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月10日告示第6号)

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月1日告示第7号)

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月31日告示第17号)

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月29日告示第12号)

この告示は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月22日告示第18号)

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月30日告示第52号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成21年7月1日告示第82号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月29日告示第93号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第7関係）

給湯装置工事申請書

年 月 日

大町市長 殿

申請者  
住 所 \_\_\_\_\_ 印  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり給湯装置工事を施工したいので承認してください。

\*太線枠内のみ記入してください

装置所有者	住所		氏名		電話	
			印			
装置使用者	住所		氏名		電話	
			印			
代理人	住所		氏名		電話	
<small>装置所有者が市外の場合は市内居住の代理人を設定</small>			印			
装置場所	平	番地	種別	<input type="checkbox"/> 新設	<input type="checkbox"/> 改造(修繕)	<input type="checkbox"/> 撤去
工事工期	着工予定日			しゅん工予定日		
	年 月 日			年 月 日		
給湯分岐	被分岐管	管種	口径mm	分岐管	管種	口径mm
給湯工事事業者住所氏名				貯湯槽	<input type="checkbox"/> 無	
					<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 貯湯槽
印				備考		
給湯工事主任技術者						

添付図書 位置図 計画配管平面図 計画配管立面図 使用資材表等 流量計算書

様式第2号（第8関係）

給湯工事しゅん工届			
			年 月 日
大町市長			
装置場所		大町市平	番地
			印
給湯装置所有者			印
給湯装置工事事業者			印
給湯工事承認日		年 月 日	

しゅん工検査結果			
工 事 種 別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去		
検 査 項 目	判 定	指 摘 事 項	
平 面 図	可・不可		
分岐部のオフセット(有・無)	可・不可		
立 面 図	可・不可		
現 地 の 検 査	可・不可		
工 事 写 真	可・不可		
総 合 判 定	合格    不合格	( 年 月 日)	
手 直 検 査 合 格 日	年 月 日		
検査所見			
.....			
.....			
年 月 日			
検査職員氏名			印

(添付書類) しゅん工平面図 しゅん工立面図 現地の検査 工事写真 資材表

様式第1号 (第7関係)

様式第2号 (第8関係)